平成 19年1月29日

企業会計基準委員会 御中

新日本監査法人業務監理部門長田中章

「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」 に対する意見

貴委員会から平成 18 年 12 月 27 日に公表された上記公開草案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので本日提出します。

記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借に係る方法に準じた会 計処理の廃止について

(コメント)

これまでの通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理は廃止されるという点に関して、 結論の背景において貴委員会の問題意識という形で上記取扱い廃止の考え方が示されて いるが(会計基準第28項)、この考え方に賛成である。

2. 適用時期について

(コメント)

本会計基準は平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用し、早期適用もできることとされているが、結論の背景(会計基準第42項)で紹介されているように、「システム改訂に相応の時間を要するケースがある」ために、実務上、適用が間に合わないことが想定される。特に貸手においては、リースシステムの大幅な見直しを要するものであり、当該システム開発に長期間を要する企業もあると想定されるため、かかる企業への配慮をする必要があると考えられる。

3. 適用初年度の取扱い

(コメント)

貸手の会計処理として、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができるとされているものの(適用指針第79項)、「リース取引を主たる事業としている企

業は適用できない」とされている(適用指針第 80 項)。この「リース取引を主たる事業としている企業」の例はどういうものかを適用指針で示す必要があると考えられる。この用語の解釈によっては、貸手企業の事務負担が大きく違ってくるため、実務上の判断しやすいように、少なくとも基本的な考え方は、示しておくべきである。

- 4. 適用初年度の取扱いができるリース取引の範囲(適用指針第74項~第80項) 適用初年度の取扱いの可否を判断するにあたっては、リース取引開始日ではなく、リース契約締結日をもって例外処理の適用の可否を判断すべきと考える。これは会計基準第11項を逆説的に読めば、IAS 17と同様、リース区分はリース取引開始日(commencement)ではなく、リース契約締結日(inception)に判断されるべきと理解できるためである。当該規定との整合性を考えた場合、例外規定の適用によるリース区分の決定も同タイミングで行われるべきと考える。
- 5. セール・アンド・リースバック取引

(コメント)

セール・アンド・リースバック取引が、ファイナンス・リース取引に該当する場合の会計処理及び設例は示されているものの、オペレーティング・リース取引に該当する場合の会計処理及び設例を示されていない。オペレーティング・リース取引に関しても、会計処理及び設例を示すべきである。

以 上